

マンスリークリア型クレジットカード取引に 抗弁の接続を認めるべきか？

若 色 敦 子

〈目 次〉

1. 割賦販売法改正をめぐる現況
2. 割賦販売法「抗弁の接続」をめぐる議論
3. マンスリークリアの性格
4. マンスリークリア取引にも抗弁の接続を認めるべきか？

1. 割賦販売法改正をめぐる現況

(1) 課題の指摘

割賦販売法はもともと、割賦販売等を行う信販業界の保護・育成を目的とする業法として昭和36年に制定された。しかし、昭和47年にいわゆるクーリング・オフ規定を新設したところから消費者保護の要素を帯びるようになる。その後、同法は、ここから独立した特定商取引法（旧・訪問販売法）と並び、法の隙間を狙って流行する消費者被害への対処療法的な改正を繰り返すことになった。

もう一つ大きな転換となったのが、昭和59年の改正で新設された抗弁の接続規定（30条の4）、および、個別クレジットとリボルビング払への拡張である。この改正により、不

当な方法で締結された販売契約は解消できても支払だけが残ってしまう、という不合理が解消された。しかし、この規定の解釈をめぐるには、別の不合理が残されることになる（後述）。

直近の改正は、悪質商法に頻繁に利用された個別クレジットの規制を主眼とする大規模なもので、加盟店の不実行為によるクレジット契約の取消、クレジット契約自体のクーリングオフと既払金の返還などを内容とする^{*1}。この改正により、個別クレジットをめぐる被害は減少したと言われる。また、同改正では、クレジットカード取引についていわゆるボーナス一括払いし二回払を同法の対象に広げた^{*2}。このことで、クレジットカード取引（ここでは信用販売のみ検討対象とする、キャッシング等は含まない）のうち、準拠法がないのはマンスリークリア型のみとなった。

しかし、インターネット取引にかかるクレジットカードの事件の増加、とりわけ、アクワイアラー（加盟店管理会社）ないし決済代行業者が介入すること（オフアス取引）^{*3}で当事者の立場が錯綜し、解決を困難にする事件が目立つようになった。国際ブランドと提携したカードの場合にはなお問題は複雑にな

*1 改正内容は多岐にわたるが、クレジット契約の効力についてだけでも、個別クレジット取引を別立てとし（35条の3の2～35条の3の35）、訪問販売・過量販売等を原因とするクレジット契約を直接クーリング・オフの対象とすること（35条の3の10・12）、これらの場合既払金も返還されること（35条の3の10第8項、同12第6項）、加盟店に不実告知等があった場合にはこれにかかるクレジット契約を直接取り消しできること（35条の3の13）、指定商品を外したこと等である。この改正についての解説・評価としては、島川勝「特定商取引法・割賦販売法改正法の問題点一特にクレジット会社と販売店の責任について」法律時報80巻9号123頁（2008年）、池本誠二「改正割賦販売法における民事規定の活用」現代消費者法1号111頁（2008年）などを参照。

*2 旧法では、2ヶ月以上かつ3回以上の分割払いとリボルビング払いのみが対象となっていた。この改正で、「総合割賦購入あっせん」という名称は「包括信用購入あっせん」に変更された。なお、個別クレジットでも分割払いの要件が外され、「個別信用購入あっせん」という名称に変更された。

*3 クレジット会社はアクワイアラーとの間で加盟店契約類似の契約を締結する（クレジット会社はカード発行および会員管理業務のみを行うことになり、イシューアと呼ばれる。ただし、国内の信販業者はイシューアとアクワイアラーを兼ねている場合がほとんどである）。アクワイアラーは独自に加盟店を募集・管理するが、販売店等の間に決済代行会社が介入することがある。このとき、アクワイアラーが加盟店として扱うのは決済代行業者であって、利用者に販売等をする業者と直接の関係はない。

る。あまり良心的ではないこれら介在者の背後に隠れた悪質な業者による消費者事件も増加していると言われるが、現行法には、アクワイアラーないし決済代行業者を直接規制する規定はない。2020年に予定されたオリンピック・パラリンピックまでにクレジットカード環境を整備することも要請されている。

20年改正は、附則で、施行から5年後にその施行状況を検討するよう定めていた（附則8条）。以上のような事情により、平成26年8月、内閣府消費者委員会は、「クレジットカード取引に関する消費者問題についての調査報告」を公表するとともに、経済産業大臣および内閣府特命大臣（消費者問題担当）宛ての「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」を同26日付けで公表した。

建議事項の主な内容はおおむね次の通りであった。

- ①アクワイアラー・決済代行業者（PSP：Payment Servis Providers）の登録、加盟店管理の実効性確保
- ②マンスリークリア取引に抗弁権の接続等の制度を整備
- ③消費者教育・消費者への情報提供の充実（カード契約内容、チャージバック等）

この報告ないし建議についての議論を概観するところ⁴、①について、どのような方法が実効性があるかの議論はあるものの、反対意見はほぼ見られない。これら介在者はいわばクレジット会社の業務の一部をアウトソーシングするものであり、効率的で利用者の利便性も増す一方、クレジット会社（イシューア）が直接販売店等と接することがなく、悪質な業者の行為を是正ないし排除することが困難となる。少なくとも、現在の無法状態を解消することは必要であろう。③についても、具体的な方法はともかく反対はない。カードの不正使用、とりわけ利用者の何らかの落ち度に起因する事件はなお多く（そのことで直ち

に利用者に責任を負わせるかどうかの議論はともかく）、カード情報管理についてのリテラシーは必須であろう。そもそもクレジット取引の構造についても、大多数の利用者は、（かろうじて旧来の三当事者モデル程度はうっすらと理解しているにせよ）前述のような介在者の存在をあらかじめ知ってカード契約を締結するものは稀であろう。国際ブランドの媒介する取引について、いわゆるチャージバック制度⁵を知る者も少ないと考えられる。これについて、消費者にいかにも理解させるかはともかく、情報開示が必要であることは信販業界側でも認めているようである。

大きな議論になったのは、②のマンスリークリア取引である。項を改めて述べる。

(2) 「マンスリークリア」についての課題

いわゆる消費者信用全般にわたる統一法典の必要性は、ほぼ半世紀近く前から主張されてきた。しかし、販売信用と貸金との統一的な規制が困難であること一特に監督官庁の違いで一販売信用については、すでに割賦販売法が存在し、消費者問題を受けて改正を繰り返してきたことで一応の効果（常に非難はあったが）を上げてきたことで、実現される可能性は今のところない。

結果的に、クレジットカードのマンスリークリア決済は、消費者の利用する決済方法として一般的であるにもかかわらず、取引一般についての民法ないし商法を除き、何ら準拠法がない状況にある⁶。この取引はそもそも「割賦販売」ではなく、後述のように当初から割賦販売法の範疇を外れていた。また、現在のところ資金決済法の対象でもない。

そして、近年までは、悪質商法に利用されることが比較的少なく、カードの不正使用を除いては事件も少なかったが、個別クレジッ

⁴ 文献は多岐にわたるが、さしあたり、尾島茂樹・池本誠司ほか「特集・割賦法改正」消費者法ニュース104号85～99頁（2015年7月）、「特集・割賦販売法見直しの争点」月刊消費者信用32巻10号（2014年10月号）6～31頁。

⁵ イシューアからの申出により、国際ブランド会社を通じて返金を受けること。ただし、最低数千円の手数料がかかる。

⁶ 厳密に言えば、割賦販売法35条の16・17（カード番号等の適切な管理・改善命令）は、マンスリークリア取引を含んでおり、一切の規定がないわけではない。

トにかかる事件が沈静化したことと反対に、マンスリークリア決済についての相談事例が増えてきたという。特にオフアス取引でのトラブルは、悪質な業者が連絡を絶ったような場合、解決が困難になる。マンスリークリア取引ではイシューアに割販法30条の5の2（苦情の適切対処義務）も課せられない^{*7}。

体系の問題としては、20年改正では明らかに「割賦」ではない据置一括払いが割販法の規定に加わったこと、また、いわゆる「後からリボ」のように、当初マンスリークリアを利用して、後日信販会社に申し出ることによりポルピング払に変更できる取引があり、変更後、割販法上の書面交付などの義務が発生すると解釈されていること、を考えると、マンスリークリアは本来割販法の対象外であるという前提も崩れるのではないか、という指摘もある^{*8}。

他方、そもそもマンスリークリアは「決済」であって「信用」ではないこと、取引件数が膨大であり割販法上の規制を受けると過大なコストを負担しなければならないこと（当然そのコストは一般利用者に転嫁される）、取引の迅速性が失われることなどから、マンスリークリア規制に反対する意見もある。また、抗弁の接続以前の問題として、チャージバックなどの制度を利用者に開示し、活用すべきという意見もある^{*9}。

(3) 27年報告書の提言：マンスリークリア規制は行うべきではない

平成27年7月3日、産業構造審議会商務流通情報分科会割販販売小委員会は、報告書「クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて」を取りまとめた。その内容は多岐にわたるが^{*10}、

提言の主な項目は次の通りである。

- ①オフアス取引に対応した制度整備（アクワイアラー登録・加盟店調査など）を行う
- ②マンスリークリア取引に係る抗弁の接続や苦情処理義務等については、制度的な措置は講じない
- ③クレジットカード不正利用等に対するセキュリティ対策を講じる

マンスリークリア取引規制を見送った理由として、同報告書では、次のような説明がなされている。

- ・最大の問題は悪質な加盟店であり、まずはその適切な排除によるトラブルの未然防止が検討されるべき。
- ・マンスリークリアは分割払ほどの誘引性はなく、相談発生率も格段に低い。
- ・苦情対応について、オフアス取引におけるイシューアはカード利用環境の提供者ではない。現実には各イシューアは柔軟に対応している。マンスリークリア取引の採算性は高くなく、イシューアへの追加的負担を正当化することが困難。
- ・多くの消費者は低コストで問題なくサービスを楽しんでいるところ、追加的規制が行われると、事業者の負担増が消費者に転嫁され、利便性が後退する可能性。

同報告書中に表示された表^{*11}を参照すると、確かにマンスリークリアに関する相談件数は増加しているが【表1】、相談発生率は桁違いに低い【表2】。つまり、ごく稀にしか起きない、システム自体に問題があるわけでもない事件に対応するため、なお高コストをかけるべきである、と主張することはなかなか困難である。

しかし、実際にはほとんどのクレジット会社が誠実に対応しているとしても、また、救済に値する事件はごく稀であるとしても、マ

*7 現実には、ほとんどのクレジット会社は同上の適用にかかわらず利用者の苦情を受け付けており、事態の収拾に協力する場合が多い。しかし、業者と直接の契約関係にないことから、有効な手が打てないことも少なくない。

*8 池本誠司「マンスリークリアカード取引被害と割販販売法改正」前掲4・消費者法ニュース89頁。

*9 沢田登志子「法規制によらず、チャージバックルールに則って救済を図れ」（インタビュー）前掲4・月刊消費者信用30頁。

*10 同報告書の解説として、永井隆光・安井暢高「割販販売小委員会報告書の解説」NBL1056号（2015年8月15日号）75頁以下を参照。

*11 同報告書中の表から筆者が再構成した。

【表1】支払方法別相談件数

(平成26年5月末日まで「全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET)」登録情報の件数)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
個別信用	29,816	23,621	20,863	21,691
包括信用*	22,385	21,320	18,912	19,846
マンスリークリア	13,236	18,410	22,181	29,934

*マンスリークリア以外のクレジットカード取引

【表2】消費者相談発生率 (件数)

	平成21年度	平成24年度
マンスリークリア取引	0.00062%	0.00085%
包括信用購入あっせん*	0.01743%	0.01581%
個別信用購入あっせん	1.98815%	1.39562%

*マンスリークリア以外のクレジットカード取引

マンスリークリア取引を断固として割販法から排除することに合理性はあるのだろうか。また、割販法を直接適用できないとして、それに代わる救済方法はあるのだろうか。

以下、いわゆる「抗弁の接続」をめぐる議論に絞って検討してみる。

2. 割賦販売法「抗弁の接続」をめぐる議論

(1) 昭和59年「抗弁の接続」規定新設

抗弁の接続 (30条の4) は59年の改正で新設された¹²⁾。この改正では、同時に、リボリング払・個別クレジットも割賦販売法の対象として追加されている (2条3項2号, 同4項)。

当時、悪質な業者が個別クレジットを利用して高額商品を不当な方法で販売し、契約の効力が消滅しても返金に応じないという事件が頻発していた。これに対し下級審は、必ずしも厳密な理論構成でとは言えないにせよ、信義則等の一般条項や、販売契約と与信契約との経済的な関連性等、何とか理由付けて

救済すべく苦勞していた。この改正は、ある意味立法的な解決であったが、なぜ抗弁が接続するかという理論構成について、与信者・販売者間に「密接な取引関係が継続的に存在すること」と説明するにとどまり、二つの契約が法的にも一体なのか、経済的関連に過ぎないのか、という点を明確にしなかった¹³⁾。また、改正前は、既払金の返還も認める下級審もあったが、30条の4は文理上支払停止の抗弁であり、立法担当者もそのように説明していたところから、むしろ判例より後退したのではないかとの批判もあった (ただし、既払金返還を排除するものでもないと説明される)¹⁴⁾。

マンスリークリア除外の根拠は、トラブルが少ないこと、割賦取引の有する危険から購入者を保護することを目的とする割賦販売法になじまないこと、と説明されている¹⁵⁾。

当時の学説は、①売買契約と立替払契約との経済的な関係、または②あっせん業者に認められる加盟店管理義務等を理由に、原則として抗弁の接続を認める説が有力であった¹⁶⁾。もっとも、多くの論者がモデルとして考えていたのは個別クレジットであり、クレジット

*12 指定商品の販売のみに適用された。20年改正で不動産等特殊な取引を除くすべての取引に適用されるようになった。

*13 稲葉健次「割賦販売法の改正の概要と運用上の問題点」ジュリスト818号 (1984年7月15日号) 21頁。

*14 田中秀明「割賦販売法改正と抗弁権の接続」金融法務事情1083号21頁 (1985年) は、「(この抗弁は支払停止のみである)、既払金の返還は直接割賦販売法30条の4に基づいて行うことはできないが、個別の事案でこれを排除するものではない」と説明している。

*15 稲葉・前掲22頁。

*16 宮本健蔵「クレジット契約と民法理論—いわゆる抗弁の接続を中心として—」明治学院論叢法学研究65号83頁 (1998年) 中の学説の整理を参照。

カードについては格別に論じないか、同様に考えられるとして付随的に言及されるにとどまっている^{*17}。

(2) 平成2年最高裁判決

「抗弁の接続」規定については、立法担当者の説明にもかかわらず、確認の規定と解することで、割賦販売法適用対象外の事例に何らかのかたちで適用することも解釈上不可能ではなかった。

このことを正面から否定したのが最高裁平成2年2月20日判決である^{*18}。同判決は、30条の4は創設の規定である旨判示し、改正前の事件について抗弁の対抗を認めなかった。事件は呉服の個別クレジットであり、販売契約が合意解除されたものである。判旨は次のように述べる。「(個品割賦購入あっせんは)法的には、別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由を持って当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり」「改正後の割賦販売法30条の4第1項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗しうることを新たに認められたものにはかならない。」「購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを

信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り」購入者はあっせん業者の請求を拒むことはできない。(傍線筆者)

そもそも「合意解除」は30条の4の抗弁となりうるかどうか疑問視されていたものであり(与信者としては予測しようもないので)、結論としてはそう非合理でもないと評価できるが、この条文を手がかりに一般的に抗弁の接続を認めようとする見解にとっては手痛い打撃であった。下級審としては一般論で支払拒否を認めることが困難になった。言うまでもなく通常のクレジット規約では抗弁の切断が明示されており、一縷の望みとなったのが下線部であった。

その後、上記最判にかかわらず経済的・実質的関連性を理由として抗弁の接続を認める下級審もないではなかったが、判例は変わっていない。

平成2年最判は、既払金返還については直接言及していないが、この点については最高裁平成23年10月25日判決が、既払金返還の事例で、平成2年判決を引用して否定した^{*19}(特に理由はあげていない。30条の4は当然既払金には適用がないことを前提としているようである)。

(3) 平成20年割販法改正

前述のように、平成20年の改正では、個別クレジットについて既払金返還も認める等、利用者にとって有利な規定が多く新設された。同時に、法令名の変更がないまま、「包括信用購入あっせん」から分割払要件を外した。このことで、「据置一括払」「2回払」が同法の適用対象となった。

*17 たとえば、川地宏行「第三者与信型販売における抗弁の接続と与信業者に対する既払金返還請求」クレジット研究40号別冊(2008年)71頁以下の融資一体型変額保険との対比、86頁以下の「販売業者が不要な高額商品を販売しないように監督することが与信業者に求められる」という言及は、個別クレジットを前提にしたものと推測される。筆者は包括クレジットも同様と説明するが、後述のように、直ちにそのように結論づけられるか疑問である。

*18 商法(総則商行為)判例百選<第5版>72事件の解説を参照。

*19 事例はいわゆるデート商法にかかる個別クレジットで、原因関係となる販売契約が公序良俗違反で無効となるほど悪質な業者に関わる事件であったが、後述20年割販法改正前の事件だったため争われたのである。利用者側は消費者契約法4条・5条(媒介者の法理)による取消も主張したが、時効が援用されて敗訴した。なお、原審(名古屋高判H21.2.19)は、販売契約と与信契約は本来的に一体であり、前者が無効となれば後者も目的を失って失効する、与信者も一定程度具体的に関わっている、等を理由に既払金の返還を一部認めていた。

このことを考えると、マンスリークリアと「包括信用購入あっせん」との決定的な差は何なのかという疑問が出てくる。ボーナス一括（無利息である）との差は、支払までの期間が2ヶ月を超えるかどうかだけである。

この点について、立法担当者は、割賦販売法の適用対象は「信用取引」であるから、と説明する。つまり、「信用取引」には、現在資金がなくても取引できるという（危険をはらむ）取引への誘引性、および取引の複雑さ・わかりにくさがある。そのため消費者保護が必要である。これに対し、マンスリークリアは単なる「決済」である、とする。

(4) 現在の学説

抗弁の接続についての議論は、本来的な理論付けと実質的理由とが錯綜し、整理することが難しい。とりわけ、複合的契約理論などの私法全般にかかる課題の典型例として扱われて以降は、体系的な議論が進化し洗練されてくる反面、具体的な救済のための解釈論が見えにくくなっているような印象を受ける。他方で、個別クレジットと包括クレジット、マンスリークリア決済とが明確に区別されないまま—あるいは区別の必要はないという前提で一論じられている場合もある。

一般的に抗弁の接続を認める（ないし支払拒否を認める）学説の理由づけを概観すると次の通りである。

- ①各契約の不可分一体性ないし密接な関係
- ②クレジット会社に付随的義務として加盟店管理義務等がある^{*20}
- ③クレジット会社・加盟店等に「共通の利益」がある
- ④（付随的理由として）クレジット会社にはシステム提供者・構築者として一定の責任を負わせてよい
- ⑤「複合的契約」理論^{*21}

販売契約等とクレジット契約とは複合的契約であり、一体としてないし付随的に扱われる（論者により内容は違う、なぜ複合的か、という理由は①～④に近い）

⑥クレジット契約の「準典型契約」論^{*22}

割賦販売法30条の4を同法のカテゴリ外の取引についての任意規定と解し、結果的には消費者契約法10条で約款の文言を失効させる

これに対して、現在のクレジットカード取引は支払手段の一つであり、抗弁の接続のような制度との親和性は乏しいと指摘する見解もある^{*23}。

3. マンスリークリアの性格

(1) 個別信用購入あっせんと比較

では、マンスリークリアの性格とはいかなるものであるのか。他の取引と比較してみることにする。まずは、個別信用購入あっせんと比較すると、個別信用購入あっせんには次のような特徴がある。

- 販売者側が積極的にこの支払手続に関与する。高価なものを販売する手段として、販売者側がこの支払方法を勧めることが想定される。どちらかという消費者の中でもより弱者と言える（与信取引に慣れていない、契約内容を十分理解できない、販売者をはっきり断ることができない、等）者がターゲットになる確率が高い。
- したがって、消費者契約法5条「媒介者の法理」になじむ。
- クレジット会社の得る情報はリアルタイムであり、具体的な取引内容についての情報をつかむことができる。他方、手続は形骸化しているため、クレジット会社に非難可能性を認めやすい。

これにマンスリークリアを対比してみると、

*20 板東俊矢「割賦販売法と『抗弁の対抗』—不可分一体説から加盟店調査義務へ」法学教室319号142頁（2007年）参照。

*21 岡本裕樹「複合契約取引論の現状と可能性」・市民法の新たな挑戦—加賀山先生還暦記念（信山社、2013年）523頁の整理を参照。

*22 河地宏行「割賦販売法規定の準典型契約機能」別冊NBL142号24頁（2013年）

*23 小塚荘一郎「割賦販売法の改正で問われる『消費者の利益』」前掲4・消費者法ニュース97頁。

- ・利用者があらかじめ基本契約を締結しており、(少なくともクレジット会社の判断では)与信取引に適合すると判断されたものである(はず)。
 - ・販売者の行為はカードのオーソリのみであって、直ちには「媒介者」と評価しにくい。
- 現実のクレジットカードの審査基準が妥当かどうかはひとまずおいて考えるとすれば、個別信用購入あっせんは、その決済方法自体に悪質な業者のつけいる隙があるのに対し、マンスリークリアには構造上そこまでの問題は見られないと考えられる。

(2) 据置一括との比較

マンスリークリア、据置一括とも、無利息で一括払という点は同じであり、ただ一つの違いは支払までのサイトの長短である。「信用取引」が将来の資金を当てにした危険な取引であるゆえに規制対象とする、という考えを前提にした場合、軽率な利用者一長期的な資金管理ができないを想定するならば、2ヶ月より以前のことは覚えていられないから、つい使いすぎて経済的に困窮することを防止する、と説明できるであろうか。

もちろん、現実としては、据置一括のほうが比較的多額の支払に使われるため、紛争となった場合被害額が大きくなる、という理由の方が大きいのではないかと推測されるが。

(3) 「単純な決済」小切手等との比較

小切手等と比較すると、明白な違いがある。

- ・クレジット取引では、購入等の相手方が加盟店に限られる。
 - ・購入等の裏付けがある(空クレジットは認められない)。
- 約款によると、販売信用に関する限り空クレジットは無効となる。このことに異論はない。だとすると、販売契約等が消滅した場合、結果として空クレジットとなるのではないか。本来それが認められないのだとすれば、ク

レジット契約は原則として販売契約等に從属するものだと考えられ、從属しないとすればそれはなぜか、という理由が逆に必要となる。このことは、マンスリークリアでも包括信用購入あっせんでも変わらない。形式的には、会員規約に抗弁を切断する旨の特約があるからだが、それは妥当なのか、という議論に戻ることになる。

4. マンスリークリア取引にも抗弁の接続を認めるべきか？

(1) 実質的理由

前述のように、個別クレジットと包括クレジットでは、内在する危険性の程度、利用者の属性および主体性の点でかなりの差がある。

もちろん、マンスリークリア取引について被害がないわけではないから(個別クレジットのような切実な例が見当たらないことで解りにくいのだが²⁴⁾)、何らかの救済は必要であろう。それが「抗弁の接続」である理由は何か。

割販法に据置一括払が認められたことは確かにある種の突破口となった。また、個別クレジットについての20年改正後、この事件が減少したことをみると、悪質な業者から手段を取り上げることは確かに有効と考えられる。

他方、当事者も契約関係も複雑になっているオフアス取引などでは、各当事者の努力には限度があるという指摘もある。コスト負担についてはある種水掛け論である。社会的コスト負担の問題も面倒だが、個々の事件処理に要するコストを誰が負担するのかという問題が残る。

極論すれば、軽率に怪しいサイトに引っかかったが、立替払いの期限が来ていないことを奇貨として支払を拒もうとする者と、加盟店管理をアウトソーシングしているから、加盟店が不良かどうか解りようもないので紛争解決には協力できないが立替金は請求するという者、のどちらの味方をするか、という問

²⁴ インターネット上の取引にかかる事例が多く、そして、インターネットで取引ができる者は、少なくともそこまで情報弱者ではない。

題となる。

(2) 「抗弁の接続」を原則とすることへの疑問

仮に割販法にマンスリークリアが加わり、30条の4の規定が適用されたとする。この規定に主観的要件はないから、当事者の過失ないし重過失はさしあたり考慮されない。

そして、大多数の非良心的でない販売店では、利用者のクレームを受け入れた場合、カード会社に「キャンセル」を申し出るか、自ら返金することで問題は解決する。逆に、販売店が悪質であり、カード会社に強い帰責性が認められ、かつ利用者にさほど責められるべき点がなければ「信義則上」カード会社の支払を拒絶することが可能である。とすると、この規定が生きてくるのは、販売店が悪質であり、カード会社の帰責性がさほど強くなく、利用者が背信的とまでは言えない場合、ということになる。

これもまた極論かも知れないが、少なくともクレジットカード利用に適合するとされた消費者が、自ら締結した基本契約をもとに支払手段として選択したことを考えると一カードホルダーは、クレジットカードの利用に利益があると考えたからホルダーとなったはずである一はたして妥当と言えるか疑問である。軽率な利用者にカードを持たせることを選択したのはカード会社自身の選択であると割り切るにしても、大多数のより慎重なホルダーにコストが転嫁されることにはあまり賛同できない。

(3) 結語

まず、個別クレジットとマンスリークリア取引とはおよそ別種の契約であり、議論は分けるべきである。そして、有利子で構造が複雑な（利用者が自己の負債額を正確に把握できない）リボルビング払と、複雑ではないが有利子である通常の分割払いも、本来的に割

賦販売法に属するのが正しい。据置一括払ないし2回払は無利子であるが、記憶力にも自制心にも乏しい消費者にとっては危険があり得るから、政策的見地から同法で規制することも不合理ではない。

これに対して、マンスリークリアはやはり「割賦販売法」にはなじまないと言うべきであろう。マンスリークリアの構造そのものに危険があるとは考えられない²⁵。自転車操業状態で利用されれば実質的に分割払と同様の状況となることが指摘されているが、これは支払方法の問題ではない（キャッシングを繰り返すことと同じである）。

ただし、割販法30条の5の2（苦情の適切対処義務）だけは、マンスリークリア取引にも適用させるべきである。結局のところ、利用者が直接対峙するのは（末端の）販売業者とクレジット会社だけなのであり、販売業者との紛争の際には、クレジット会社に相談するしかないのである。現実的どの程度の実効性があるかは別な議論となるが、このことと、クレジット決済構造あるいはチャージバックなどの自主ルールについて、可能な限り利用者に対し開示することとは、努力義務だけでも課することが望ましいと考える。

もちろん、マンスリークリア取引では一切支払拒絶ないし既払金返還はできないとすることは妥当ではない。個々の事件では、平成2年最高裁判決の「信義則上相当とする特段の事情」に当てはめるのが現実的であろう。たとえば、信販会社がインターネット上で運営する「ショッピングモール」の販売店にかかる紛争については、信販会社の管理が及ぶとして接続を認めることが可能であろう。

悪質な業者がクレジットカードを強制的に申し込みさせ、利用させたような場合には、消費者契約法4条ないし5条により、カード基本契約自体が取り消しできると考えられる。

²⁵ その意味で、悪質な業者に関するマンスリークリア決済を「クレジットカード被害」と呼ぶことには違和感を覚える。